

嬭恋村農業委員会総会議事録(第26回)

(1) 開催日時 令和4年8月10日(水)開会:午後1時27分閉会:午後2時23分
開催場所:嬭恋村役場 2階 会議室

(2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)

農業委員

1.千川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.千川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席 2.関喜吉

(4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5) 提出された議案

第1号議案 あっせんの成立について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号議案 農用地売買のあっせんの申出について

第6号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について

第7号議案 農地法許可取消願について

第8号議案 その他

農林振興課長 お疲れ様です。時間より少し早いですが、お揃いのようなので始めさせていただきます。
まず、農業委員の皆様にはご紹介しましたが、推進委員さんは初めてですので、この7月に役場の人事異動がありましたので新事務局長より一言挨拶があります。

事務局長 7月1日より農業委員会事務局長としてお世話になっております滝澤文彦と申します。皆様には色々ご協力いただければと思います。よろしくお願いします。

(6) 会議の概要

事務局長 ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 はい、皆さんこんにちは、今日は推進委員さんにも出席していただいております。ご苦労様です。毎日暑い日が続いております。毎日暑くて、正直私も夏バテ気味です。また、コロナの感染が減らず、8月31日の研修も中止になってしまいました。また、何かあると思いますので期待したいと思います。是非、お体に留意し暑い夏を乗り切ってください。

それでは続きまして、3の婦恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第3番号委員岡野芳和委員、第4番号委員下谷彰一委員にお願いいたします。続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」2件、案件朗読後説明】

1 番号 あっせん委員会7/21 売買価格(733円/㎡単価)

2 番号 あっせん委員会7/21 売買価格(760円/㎡単価)

議 長 はい。関係する委員さんの意見はありますか。

5 番委員 先月、7/21にあっせん委員会がありました。1番号のあっせん価格は妥当な範囲だと思います。1、2筆目は〇〇運輸の近くです。3筆目はソバ屋の近くです。農地も問題ないです。2番号は北山のパイロットの高台です。この畑は1町歩近くあり、形状も条件の良い畑です。買受予定者は何年も耕作している人です。価格も問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案についてのあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】について2件は成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2件事務局説明

1 番号 あっせんの成立による所有権移転

2 番号 あっせんの成立による所有権移転

議長 この関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、【第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について】を議題といたします。事務局より説明願います。尚、農業委員会等に関する法律の第31条の規定により、14番委

員の黒岩委員には退席をお願いします。

(14番委員の退席)

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」】1件事務局説明

1番号 従業員の宿泊施設用地への転用申請

※こちらの農地は第一種農地ですので、原則許可することができない地区ですが、不許可の例外規定であります申請に係る農地を農業用施設、農畜産物の処理加工施設、その他地域の農業に資する施設等に該当すると考え、許可相当と判断しました。

議長 この関係ですが、地元委員さんの意見ございますか。

8番委員 はい、議長。8/5に地元農業委員と推進委員と事務局合計8名で現地確認をしました。場所は、JA スタンドから〇〇方面へ300m程行ったバイパス沿いの右側ところです。農業用育苗ハウスがあります。その土地ですが、7月に祖父から孫に贈与された土地です。周囲は畑ではありますが、細心の注意を払うとの事ですのでよろしく願います。

議長 その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請」】については許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第3号「農地法4条の規定による許可申請」】については許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。

(14番委員着席)

議長 続きまして、【第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」】2件、案件朗読後説明】

1番号 嬬恋村による鎌原遺跡の内容確認のためのトレンチ調査(一時転用)

※3000 m²を超える転用許可申請につき8/16群馬県農業会議常設審議会への意見聴取依頼を致します。

2番号 太陽光発電施設用地への転用申請

議 長 1 番号の案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

12 番委員 はい。先程説明があったとおりですが、発掘調査を行うとのこと。この8/4に地元農業委員と推進委員、事務局で現地確認をしました。1 筆目は、位置的にはJAスタンドから東へ100m程の農地、2 筆目は鎌原から芦生田道を下っていった住宅地の中の東側の農地です。3 筆目は芦生田地区へ下る道から林へ入る寸前の左側の農地です。昨年元小学校周辺の農地を同様な形で転用を行いました。2 ヶ月程度転用し調査しました。結果は聞いておりませんが、説明のとおり作物のない時期の転用で有り問題ないと思います。

議 長 その他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。【議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」】1番号は許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、1番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして2番号の関係ですが、どなたか委員の意見ございますか。

12番委員 2番号ですが、場所は向原地区になります。鎌原から東側にサンランドの別荘地があり、常林寺へ向かう途中の集落になりますが、申請地は集落のすぐそばです。大規模な農地でもなく、土を動かす事はないので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 その他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。【議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について】2番号については、許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について】2番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、【議案第5号「農用地売買のあっせん申出について」】を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第5号「農用地売買のあっせん申出」】2件、案件朗読後説明】

議 長 2件申出がありました。最初の案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 この間、推進委員と私、事務局で現地調査を行い見てきました。場所は、パイロット地区の一種

農地です。この地主の方は埼玉に在住の方で売りたいという事で申出が出てきました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、続いて鎌原の件ですが、どなたか委員の意見ございますか。

13番委員 鎌原の関係ですが8/8に地元農業委員と推進委員と事務局で現地確認をしました。場所は、鎌原の村中から東へ4km程の農地です。長野原町との境です。所有者は高齢者で草津町に住んでおり今回、農地を売りたいという事です。問題ないと思います。

議 長 その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第5号「農用地売買のあっせんの申出について」】2件はあっせんの申出を受けるということで決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第5号「農用地売買のあっせんの申出について」】2件はあっせんを受ける事に決定いたします。

あっせん委員の指名ですが、1件目は大笹地区の5番佐藤委員、7番佐藤委員、推進委員の土屋委員にお願いしたいと思います。日時は8/12午後4時30分より役場応接室にて行います。鎌原の案件ですが、12番号黒岩委員、13番号黒岩委員、推進委員の宮崎委員、推進委員の滝澤委員にお願いします。日時は、8/23午後1時30分より役場の応接室でお願いします。

続きまして、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。農地中間管理事業による新規集積を含め、設定するもの9名、設定する土地24筆、65,701㎡、設定を受けるものが農地中間管理事業の設定を含め8名となっております。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。【議案第6号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定」】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、【第7号議案「農地法関係許可取消願」に

ついて】を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 令和3年2月3日付けで許可された、一般住宅用地への農地法第5条の許可ですが、住宅を建てないことになった為許可取消願の提出がありました。

議長 その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【第7号議案「農地法関係許可取消願」について】については許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 【第7号議案「農地法関係許可取消願」について】については許可するものとして決定します。続きまして【第8号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第8号議案【「その他」について】報告。

報告1 農地転用許可後の工事進捗状況報告について 1件

報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 5件

議長 【第8号議案「その他」】の報告をいただきました。その他のその他ですが、事務局より説明願います。

事務局 それでは、その他という事で、お手元に両面刷りの1枚紙で「農業委員への女性登用に向けた各区での検討結果」という事で配布させていただきましたが、こちらにつきましては、3月の農業委員会で事務局より来年改選になりますので、農業委員、推進委員の女性委員の登用について協議させていただき、4月の区長会で、各地区で協議していただくよう依頼させていただきました。その出てきた結果をとりまとめたものになります。内容につきましては各自でご確認していただければと思いますが、今回の出た意見をまとめたところ来年の女性委員の推薦にあたっては、現在、田代、干俣、大笹、鎌原地区から2名ずつ選出されてきている地区より2名のうちの1名を女性の農業委員として推薦してもらうのが良いのではないかという意見が割合的には多かったように見受けられます。また、各地区から地元の農業委員が選出されてきていますが、やはり各地区の実情は地元の農業委員がよくわかっていますので合併して各地区から農業委員がなくなるような事はあまり好ましくないのではないかという意見が多く見られました。この検討結果を受けて、事務局として2名ずつ選出されてきている地区のうち1名を女性委員登用に向けて推薦頂きたいという事で進めさせて頂きたいと思います。1名の地区も女性登用に向けて出来ればお願いしたいところではありますが、そのあたりも含めて来年に向けて進めさせて頂きまして、10月の区長会で説明させていただき、12月の区長会で正式に依頼したいと思いますのでよろしくお願い致します。

10番委員 ちょっとよろしいでしょうか。

議長 はい、10番委員どうぞ。

10番委員 我々は区長に依頼されて民生委員、交通安全指導員等、農業委員もですが、区長も現役の委員が辞めるときに、次の人をやっ探して、それで、我々も依頼されて委員になっているわけです。今までは、辞める人がいて、新しい人が委員になる。そんな流れの中でやってきているわけですが、今の事務局長の話だと、次の7月の改選の時には、我々の地区は男性委員の2人いる内の1人を辞めさせて女性委員を登用するという事になりますよね。我々のどちらかが次の7月で辞めると表明しなければならないという事です。それは、ちょっと間違えているところとかボタンの掛け違いといいますか、普通、依頼されて委員になったからにはその人が辞めまと言わない限り区長さんも辞めろとは言いつらいのではないかと思います。今、簡単に1人女性委員の登用をなささいと言っていますが、その地区で誰か辞めなさいと言っている訳ですよ。

事務局長 すみません。結果的にそういう事になってしまう訳ですが。

10番委員 誰かが辞めると意思表示しなければならないという事ですよ。

事務局長 できる限り目標ということですので、こちらとしては国の方針も含めて女性委員の登用率を上げていきたいという事ですが、必ずしも絶対という事ではありませんのでご理解頂ければと思います。

10番委員 全員辞めたら継続性がなくなり農業委員会も困ると思うのですが。辞める人がいて、その地区からなるべく女性を登用するところであれば全然問題ないと思いますが、その地区で1人出しなさい、誰か辞めなさいという形で話が進んでいるような気がするのですが。

事務局長 説明が悪く申し訳ありません。そのあたりも推進委員さんも含めてその地区で調整して話し合っ頂ければと思います。例えば、田代地区では〇〇委員さんは2期目、〇〇委員さんは1期目でお世話になっている所ですが、そのあたりも含めまして話し合っ頂ければと思います。

10番委員 だから2期目の人は辞めなさいとか、そういう話ではないと思います。次の人が入ってこられないから辞めなさいという事ですよ。結果的には辞めろと言っている訳ですよ。今の話で進めていくと。

- 農林振興課長 委員さんのご意見もわかりますが、村の方針として進めさせて頂きたいという事です。強制ではなくあくまでもそういう方向性でお願いしたいという事です。その辺は区としての方針があればそれはそれで。
- 10番委員 細かく決めないで辞めていく所から女性が上がってくればそれで十分ではないかと思いますが。
- 農林振興課長 おっしゃるように、基本的にはそうですが、中々率が上がらないのでそういう方向性でいきたいと思うのですが、辞めろと言っている事と一緒にじゃないか。という事になってしまうかも知れませんが、一応皆さんに聞いたらそういう意見が多かったという事です。決定ではありませんので。ただ、どこかで決めないと難しい部分が出てきてしまうので。
- 10番委員 何か、やり方を間違えている気がします。ひょっとしたら、全員辞めるかも知れないですけど。
- 事務局長 いま、課長が申し上げたとおり強制とか、区の中で今いる方が継続して頑張っておられるのであればそれを全然否定するものではございません。
- 10番委員 否定しなければ女性は増えていきませんよね。今現在の3地区の誰かが、辞めると意思表示しなければ増えていきませんよ。
- 事務局長 あくまでも女性登用は目標ですので、結果的に現状でという形であれば、また、その先の目標に向かって進めていくという事です。あくまでも方向性と言うことでご理解をお願いしたいと思います。
- 11番委員 例えば、1人辞めて、新しい農業委員を区長が見つめるのでしょうか、果たして1人女性を選出して下さいとあって、すぐに「はい」と言っている人がいるかどうかです。例えば、1期目ですぐに辞めるような方がいたらそれは責任問題にもなってきますよね。
- 10番委員 自然と段々なると思うのですが、民生委員だって昔は男ばかりだったけど今は女性委員がほとんどです。無理に決めない方が良くと思います。内閣だって女性は2名しか登用されていない。そんなに強く決めない方が良くのでは。
- 農林振興課長 一応方針だけは示させて頂きたいという事です。
- 5番委員 大笹の場合は、自分は今期辞めて、今いる女性推進委員の方に譲って農業委員とし

てやってもらったらどうかと打診したが、私は無理ですという話で断られて、結局また私がやっています。どこかの地区の意見で農業委員の仕事内容がわかからないから出来ないということですが、私が言いたいのは、誰もが最初は初めてです。やっているうちに覚えていけば良いことです。

10番委員 方針だからしょうがないけど。区長が探すとは言いつつ、実際には辞めていく人が次の後継者を探してくるのです。

5番委員 なり手がいないのが現状です。お願いしてやっとなさすよ。

10番委員 昔みたいに別枠で女性委員を選出するなら全然問題ないと思いますが、それだっお願いしてやっとなさすよ。

5番委員 方向性だから。無理矢理なんてできないですよ。まあ、市場委員の言うようにあまりかしこまって考えなくて良いのでは。

11番委員 方針は決めないと話にならないので、仕方ないのでは。

事務局長 色々なご意見ありがとうございました。あくまでも目標という事でご理解頂ければと思います。

事務局 すみません。続きまして、令和4年度農地パトロールという事でお世話になります。担当地区の委員の皆様にはお忙しい中大変恐縮ですがご協力をお願いします。また、事務局の方で日程を決めさせていただきましたが、ご都合が悪い方は早めに申し出て頂ければ調整致しますのでよろしくをお願いします。先程会長からも話でしたが、8月31日に予定されておりました地区別研修会ですが、新型コロナの急激な感染拡大のため開催が困難である為中止するとの連絡が主催者よりございましたのでよろしくをお願いします。

議長 はい。農地パトロールですが、9月9日の田代地区から始まり、10月28日の今井地区までよろしくをお願いします。

事務局 親睦会の会計報告をお配りしましたので後でご確認下さい。

事務局長 すみません。事務局の小嶋より会計報告の話がありましたが、皆様の親睦会費からお茶を出させて頂いておりますが、会議時にお茶を出すという所が少なくなってきましたので、今回を最後に、次回からお茶を出すことを省略させて頂ければと思います。よろしくをお願いします。

議 長 今事務局より説明がありました。そういう事でよろしく申し上げます。皆さんから何かございますか。

黒岩推進委員 次回は推進委員は出席するのですか。

事務局 次回は農業委員のみです。

議 長 その他、皆さんからのご意見ございますか。皆さんから質問等無いようですので、次回は9月12日の午後1時30分から大前活性化センターとなります。それではこれで8月の定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時23分閉会

議 長 (西窪 充夫) 西窪充夫

議事録署名人 第3番委員 (岡野 芳和) 岡野芳和

第4番委員 (下谷 彰一) 下谷彰一